

令和 7 年度

宇佐市農業委員会
第 1 回(4 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第1回定例総会会議録

令和7年5月7日（水）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第1回（4月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	7番 安倍 隆司 委員
8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員
11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 笠口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員
17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員	19番 山末 隆一 委員

欠席委員

なし

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農政係安部副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第2号 農地競（公）売に係る農地法第3条買受適格証明願について
議案 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第5号 農地転用事業計画変更申請について
議案 第6号 非農地証明願について
議案 第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第3号 農地法第3条許可処分の取消について
報告 第4号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
報告 第5号 最適化活動の点検評価について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第1回4月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、10番 永岡 卓巳 委員、11番 清祐 義人 委員の2名をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の安部副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第1号3条許可申請は15件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区4件、8筆、12,144㎡、駅川地区1件、1筆、220㎡、四日市地区1件、3筆、295㎡、安心院地区7件、15筆、12,964㎡、院内地区2件、32筆、15,877㎡ となっています。

2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

宇佐地区は他3件、計4件、8筆、12,144㎡ です。

事務局 5 ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号 1 【議案書番号宇佐 1 朗読】

譲渡理由は事業縮小、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

駅川地区は以上です。

6 ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号 1 【議案書番号四日市 1 朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は自宅に隣接する農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

四日市地区は以上です。

7 ページをお開き下さい。

安心院地区です。

安心院地区 番号 1 【議案書番号安心院 1 朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は現在管理している農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

安心院地区は他 6 件、計 7 件、15 筆、12,964㎡ です。

9 ページをお開き下さい。

院内地区です。

院内地区 番号 1 【議案書番号院内 1 朗読】

譲渡理由は体調不良のため管理困難、譲受理由は親より受贈のため農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

125 ページの報告第 3 号、農地法第 3 条許可処分の取消で後述しますが、当初は譲渡人から妻へ所有権移転を行う予定で許可を受けましたが、子が耕作することになり、今回、譲受人を変更するに至ったもので、農地法第 3 条許可処分の取消願いが提出され受理しております。

院内地区は他 1 件、計 2 件、32 筆、15,877㎡ です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和7年4月30日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名中3名出席のもと開催いたしました。

議案第1号について、宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和7年5月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名全員出席のもと開催いたしました。

議案第1号について、駅川地区1件、四日市地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和7年4月28日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員11名全員出席のもと開催いたしました。

議案第1号について、安心院地区7件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。

議 長 発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第2号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第2号競(公)売買受適格証明願は、四日市地区1件、5筆、
3,771㎡ となっています。

12ページをお開きください。
議案第2号「農地競(公)売に係る農地法第3条買受適格証明願について」
農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等に係る競(公)売について、買受適格証明の願出があったので、審議を求める。
令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

13ページをお開きください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】
本証明願いは、大分地方裁判所中津支部が実施します競売事件に参加するために必要となる証明で、申請人が農地法第3条による許可要件を満たせるかを審査基準として、農地法第3条買受適格者である旨の証明を求めるものになります。

事務局 申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たしているものと判断されますので、買受適格者として支障がないものと考えます。

なお、本総会で承認された後の手続きとして申請者が落札し、農業委員会に農地法第3条許可申請があった場合は、今回で農地法第3条の審議は済んでいるため、本証明願いの交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可書を発行します。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第2号について四日市地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から説明があったとおりで、農地法第3条買受適格者としての資格要件をすべて満たしているものと確認できましたので、当地区審議会としましては買受適格証明を認めるものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第3号4条許可申請は、宇佐地区1件、1筆、800㎡となっています。

14ページをお開きください。
議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

15ページをお開きください。
宇佐地区です。
宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】
農業用施設用地としての転用で、農機具置場を整備する計画です。
立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。
以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第3号について、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説

宮田地区審会長 明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第4号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第4号 5条許可申請は7件で 地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、1筆、499㎡、四日市地区4件、4筆、1,484㎡、
院内地区2件、5筆、1,174㎡ となっています。

16ページをお開きください。
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

17ページをお開きください。
長洲地区です。

事務局 長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

10年間の賃借権の設定です。

20ページの議案第5号、農地転用事業計画変更申請の四日市地区番号1で後述しますが、当初は当該申請地に隣接する農地のみを賃貸人が経営する車の輸出販売業に伴う車両置場用地16台分へ整備する計画でした。その後、当該申請地の地権者から農地転用の同意が得られたため、前回許可済み分と合わせ車両置場用地30台分を一体的に整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。

第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

事務局 立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

19ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

院内地区 番号2【議案書番号院内2朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、隣接する宗教法人の駐車場5台分を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第4号について、長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第4号について、四日市地区4件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第4号について、院内地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第5号を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。議案第5号農地転用事業計画変更申請は、四日市地区 1件、2筆、915㎡です。

20ページをお開きください。

議案第5号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の7の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

21ページをお開きください。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

議案第4号農地法第5条申請の四日市地区番号3で説明させていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和7年1月10日に、車両置場用地として転用許可を受けていましたが、許可後に隣接農地の地権者から車両置場用地としての一体利用に関する同意を得ることができ、今回、事業面積拡張により事業の効率化を図るため事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第3種農地と判断されています。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、変更後の転用事業が変更前と比べて必要性があると認められること等の確認を行いました。このことから計画を変更しても特に問題はないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号について、四日市地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりで、四日市地区番号1は、事業面積の拡張に伴う計画変更です。変更後の転用事業

今仁地区審会長 により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので、計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり計画変更を認めるものとして許可することに決定いたしました。
次に議案第6号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第6号非農地証明願は、15件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、2筆、779㎡、宇佐地区1件、1筆、195㎡、駅川
地区1件、2筆、219㎡、四日市地区7件、10筆、3,412㎡、安
心院地区5件、27筆、11,625㎡ となっています。

22ページをお開きください。

議案第6号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明
の願出があったので審議を求める。

令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

23ページをお開きください。

長洲地区です。

事務局 長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
昭和50年頃より宅地として利用しているものです。
長洲地区は以上です。

24ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】
昭和31年頃より墓地として利用しているものです。
宇佐地区は以上です。

25ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】
平成12年8月28日付で、農地法第4条許可を得た後、宅地として利用していますが、未登記のため証明願を行うものです。
駅川地区は以上です。

26ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
昭和42年頃より宅地の一部として利用しているものです。
四日市地区は他6件、計7件、10筆、3,412㎡です。

28ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
昭和43年2月頃より宅地として利用しているものです。
安心院地区は他4件、計5件、27筆、11,625㎡です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。
以上で議案第6号の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第6号について、長洲地区1件、宇佐地区1件について、担

宮田地区審会長 当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号について、駅川地区1件、四日市地区7件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号について、安心院地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

信 國 委 員 はい。宇佐地区番号1について、墓地に関する法律に抵触するものではなかったのでしょうか。

事 務 局 はい。許可を受けております。

議 長 よろしいでしょうか。
では、本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり証明書を発行する
ことに決定いたしました。
次に、議案第7号を議題に供します。事務局より説明をお願い
します。

事 務 局 31ページをお開きください。
議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見につ
いて」
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するた
めに、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法
律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の
意見を求める。
令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

32ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、33ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を
借受ける内容です。
これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員
会の意見を聴くものとされています。

63ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、64ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今
度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

89ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）朗読】

詳細につきましては、90ページ以降のようになっております。
こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り
手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容
です。

事務局 以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第7号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第7号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第7号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第1号から5号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
95ページをお開き下さい。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出につ
いては受理したので、ここに報告する。
令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は96ページからの24件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区3件、14筆、14,465㎡、宇佐地区1
件、6筆、2,559㎡、四日市地区16件、68筆、73,335㎡、安
心院地区4件、37筆、16,791㎡ となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認で
きましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

110ページをお開き下さい。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約
通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知が
あったので、ここに報告する。
令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は111ページからの35件がございました。
地区ごとの内訳は、宇佐地区7件、28筆、49,760㎡、駅川地区
3件、6筆、6,820㎡、四日市地区6件、18筆、16,935㎡、安
心院地区16件、64筆、69,132㎡、院内地区3件、6筆、
3,526㎡ となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め
完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしま
した。

事務局 125ページをお開きください。

報告第3号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は126ページからの院内地区1件、31筆、15,073㎡ がございました。

議案第1号農地法第3条申請の院内地区番号1の説明にて、触れさせていただいた案件になります。

令和7年3月5日付けで、譲渡人から妻へ所有権移転の許可を受けましたが、子が耕作することになり譲受人を変更するため、農地法第3条許可処分の取消願いが提出されたものです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

129ページをお開き下さい。

報告第4号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は130ページの安心院地区1件、2筆、130㎡ がございました。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

131ページをお開きください。

報告第5号「最適化活動の点検評価について」

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況並びにその他事務の実施状況についてここに報告する。

令和7年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

【内容説明】

以上で報告第1号から5号の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第1号から5号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 次回の令和7年度第2回定例総会は、6月5日木曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

午前10時15分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和7年5月7日

議 長 久 保 田 昭 廣

署名委員 永 岡 卓 巳

署名委員 清 祐 義 人

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。